

平成24年 第11回 農業委員会総会

日 時 平成24年11月27日 (火) 午後3時
場 所 糸満市役所3-C会議室

【出席委員】

会長 金城正春	1 番 伊保智栄美	2 番 宮里良淳
3 番 上原英正	4 番 大城正幸	5 番 山城学
6 番 具志堅繁光	7 番 稲福ツヤ子	8 番 大城茂治
9 番 上原和雄	10 番 大城仁輝	11 番 亀甲康榮
12 番 金城哲男	13 番 賀数宏	14 番 伊敷 幸栄
15 番 金城 勲	16 番 仲西栄二	17 番 玉城盛雄
18 番 大城竹信	19 番 国吉真昭	20 番 大保新幸

【欠席委員】

代理 眞榮里保 18 番 新垣芳隆

【職務のために出席した職員】

伊敷忠 前門松次 国吉孝

【議事録署名人】

6 番 具志堅 繁光 7 番 稲福 ツヤ子

【議事日程】

日程第1議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第3議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4議案第43号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第5議案第44号 買受適格証明願いについて
日程第6議案第45号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
その他

事務局

みなさんこんにちは。出席の確認ですが、2 番の眞榮里委員と 18 番の新垣委員から欠席の連絡をいただいております。それと、5 番の山城委員につきましては 4 時からの参加ということですのでご了承願います。過半数の出席を超していますので総会の成立といたします。それでは、会長宜しく願います。

会長

みなさんこんにちは。ここ 2、3 日寒くなっており風邪も流行っているということですが、体調管理に十分に注意をして、これから農繁期に入りますので、お互いに風邪をひかないように気を付けていただきたいと思います。それから報告ですが、11 月 20 日に県の常任会議がありまして糸満からの案件が 2 件承認されましたのでご報告いたします。7 日は南部地区の会長会がありまして、これには眞榮里代理に出席してもらいました。翌日の 8 日にはお互いの農業委員の研修、9 日は南部地区農業委員会のスポーツ大会でしたが、その結果としては 3 位ということで大変皆さん頑張っておられたなという感想でございます。参加された委員の皆さんは大変お疲れ様でした。また、個人成績におきましても、上原英正委員が個人優勝という素晴らしい成績でたくさんのご褒美をもらっていました。皆さん、本当にお疲れ様でした。それから、全国農業新聞ですが、眞榮里代理が先頭になって 1 人 2 部推進を目指そうということですので、ご協力の程宜しく願います。それから、農業者年金ですが私も推進部長になっておりまして今年度は 1 人ということで、今年は伊保委員の息子さんが加入されるということで、すでに達成できそうだなということなのですが、その他にも皆さんのご協力をお願いしたいということで、一つ宜しく願います。それでは議事を進めてまいりたいと思います。本日の議事録署名人、6 番具志堅繁光委員・7 番稲福ツヤ子委員となっておりますので宜しく願います。それから次回調査委員は 19 番大城竹信委員・20 番国吉真昭委員・21 番大保新幸となっておりますのでこちらの方も宜しく願います。

本日の議事日程、日程第 1 議案第 40 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 9 件です。日程第 2 議案第 41 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 3 件です。日程第 3 議案第 42 号農地方第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 9 件です。日程第 4 議案第 43 号農地移動適正化斡旋事業のあっせん委員の指名について 3 件です。日程第 5 議案第 44 号買受適格証明願いについて 1 件です。日程第 6 議案第 45 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 6 筆でございます。それでは、各議案とも事務局からの説明の後、皆さんのご審議・ご質問宜しく願います。それでは事務局からの説明を宜しく願います。

事務局

はい、それではご説明いたします。2 ページをお開きください。農地法第 3 条に係る許可申請でございます。なお、申請人につきましては、備考欄また所定の従事日数等の基準を満たしている者と判断しております。

議案書を読み上げて説明

番号 1 番 2 番は関連しています譲受人は農業歴 2 年で、さとうきびを栽培しております。贈与による所有権移転と、売買による所有権移転でございます。

経営農地は全て耕作されております。耕運機、草刈り機を保有し農地全てを効率的に利用できると思います。番号 3 番につきまして、受人は野菜の栽培農家で、農業歴 15 年で贈与による所有権移転で、トラクター、耕運機、散布機等を保有しております。農地全てを効率的に利用できるものと思います。番号 4、5 番は受人が同一に関連しています。受人は 10 月に農業生産法人を設立し、キク栽培をするための売買による所有権移転と使用貸借での申請でございます。トラクター等を保有しており効率的に利用できるものと思います。番号 6 番については、贈与による移転でさとうきびを栽培しており耕運機等を保有しており、全ての農地を効率的に利用できるものと思います。番号 7、8 番につきましては、譲受人、譲渡人とも同一に関連しています。譲受人は、農業歴 3 年で、さとうきびと野菜を栽培しております。耕運機等を保有しており全ての農地を効率的に利用できるものと思います。番号 9 番は新規就農者で贈与による所有権移転です。キク栽培を計画しておりトラクター等を保有しております。

以上です。

会長

はい、事務局からの説明が終わりましたので、それでは委員の皆さんのご意見ご質問等宜しくをお願いします。

委員

はい。1 番と 2 番の備考欄についてですが、備考欄にて 2 つとも利用権同時申請とありますが、具体的にどういう事ですが。

事務局

1 番 2 番に関しては、今回の議案第 45 号の基盤強化促進法と同時申請で下限面積を満たしているとういことでの申請を受けました。

委員

はい。分かりました。ありがとうございます。

会長

他に何かございませんか。ないようですので議案第 40 号につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし進行の声あり

会長

異議なしという事ですので、議案第 40 号につきましては議案どおり決定します
それでは議案第 41 号にうつりたいと思います。事務局から説明を宜しく願います。

事務局

はい。5 ページをお開きください。農地法第 4 条に係る申請で 3 件ございます。

議案書を読み上げて説明

番号 1 番は、住宅建築のため転用です。転用地は農地の集団からして第 1 種農地と判断しておりますが、施行令第 10 条第 1 項 2 号に該当するため転用は可能です。番号 2、3 番は、申請人が同一人で住宅建築と、トレーニングセンターを建築したいとの申請でございます。申請地は、農地として集団性も無く第 2 種農地と判断しております。
以上です。

会長

それでは、本日の調査員のご意見宜しく願います。

委員

こんにちは。今回の調査は 16 番仲西・17 番玉城委員・18 番新垣委員の 3 名で行ってきました。1 番の件ですが、7 ページの航空写真をご覧ください。航空写真を見てもらえば分かると思うのですが、周囲も住宅に囲まれているため、特に問題は

ないんじゃないかと判断しております。次に2番の案件ですが、9ページをお開きください。場所は糸満消防署から与座向けに行きふじもり産業の下のほうに2筆ありますが、周囲には農業用施設や畑もあるのですが、申請地の周りは住宅に囲まれているのでここも特に問題はないんじゃないかとみています。皆様のご審議の方宜しくをお願いします。

会長

はい。お疲れ様でした。それでは委員の皆様のご意見ご審議宜しくをお願いします。なにかありませんか？ないようなので議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし進行

会長

ありがとうございます。議案第41号については議案どおり決定します。それでは議案第42号にうつりたいと思います。事務局から説明を宜しくをお願いします。

事務局

はい。資料の18ページをお開きください。1番と2番に関しましては大城竹信委員が関連いたしますので、大城委員には一旦退席していただきまして、終わり次第また戻っていただくという事で宜しくをお願いします。それではご説明いたします。

議案書を読み上げて説明

番号1、2番について、譲受人が住宅建築のための売買転用です。申請地は、集落内にあり第3種農地と判断しております。以上です

会長

それでは、調査員のご意見等宜しくをお願いします。

委員

はい。それでは1番についてですが、14ページを見ていただけたら分かると思いますが、部落内で回りに畑も少なくそのような環境内なので住宅への転用は問題ないんじゃないかと見ております。2番も同じような感じなのでこちらも問題はないと見ております。

会長

お疲れ様です。それでは1番と2番に関して委員の皆さんのご意見宜しく願います。

委員

異議なし進行の声あり

会長

ありがとうございます。それでは1番と2番の案件につきましては、議案通り決定してよろしいですか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。それでは、大城委員に席に戻っていただいて議案書の3番から続けてまいりたいと思います。では大城委員が戻られましたので、引き続き事務局からの説明を宜しく願います。

事務局

はい。それでは引き続き3番からご説明してまいります。

議案書を読み上げて説明

番号3、4番は譲受人が同一人で、住宅建築のため売買での転用です。申請地は住宅内にあり第3種農地と判断しております。番号5番は資材置場としての転用で第2種農地と判断しております。番号6番は農家用住宅建築のための転用で第2種農地と判断しております。番号7、8番は、譲受人が同一で豚舎、倉庫等を建築のための転用で、農用地区域ではありますが、農業用施設用地に用途変更されております。番号9番は、喫茶店建築のための転用で、第2種農地と判断しております。以上です

会長

はい。それでは3番以降につきましても調査員のご意見を宜しく願います。

委員

はい。まず3番と4番については先ほど14番の航空写真で説明したとおり、転用の問題はないんじゃないかという意見です。それから5番ですが16ページをご覧ください。資材置き場への転用ということですが、部落の近くでもありますし隣には自動車修理工場があります。そういう面から考えますと、転用の問題はないんじゃないかと思います。6番は18ページの航空写真をご覧ください。喜屋武の部落内にありますが、所有者の既存住宅が平和の道構想にかかってしまうということで、こちらに住宅を建てたいということでの転用です。部落ないでもありますし、特に問題はないと見ております。それから7番と8番は関連しています。20ページの航空写真をご覧ください。新垣の土地改良区内にありまして、農用地になっていますが地目は農業用施設用地に変更されているようです。それから新垣部落と周辺地主の同意も得ているということです。それから、9番は22ページをお開きください。喫茶店への転用ということですが、こちらの土地は土地自体が袋地になっているので、あまり農業には向かないということで転用でも問題はないんじゃないかとみております。委員の皆さんのご審議宜しく申し上げます。

会長

はい。お疲れさまです。今回は件数がいつもよりかなり多いので時間がかかったと思いますがお疲れさまでした。それでは委員の皆さんの意見宜しく申し上げます。

委員

はい。3番についてですが、これは2つの住宅を同時申請ということでいいですか？

事務局

はい。そうです。隣接しているということで同時申請ですね。

委員

分かりました。それから7番は金額が2億5千万円と非常に大きいのでこれからの経営状況などはどうなっているのでしょうか。

事務局

豚舎建築で国からの補助を受けて豚舎を造るということです。完全密閉式の豚舎だ
そうで周囲から中も見えず、糞尿等につきましてもオガコ方式で全部中のコンベアーで
処理していく感じだそうです。

委員

この方は今までずっと養豚関係だったのですか。

事務局

そうですね。ずっと養豚で 6 次産業まで手がけているみたいです。加工品まで作っ
ているみたいです。

委員

分かりました。ありがとうございます。

委員

はい。同じく 7 番についてですか、もともと土地改良区で補助事業を導入した上に
さらに補助事業を導入して建物を作るということは事実上できたのですか。

事務局

そうですね。上物については特に問題はないと思います。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

他になにかございませんか。ないようなので議案第 42 号につきましては議案通り
決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし進行の声あり

会長

ありがとうございます。議案第 42 号につきましては議案のとおり決定とします。
それでは議案第 43 号にうつりたいと思います。事務局宜しくをお願いします

事務局

はい。それでは 23 ページをお開きください。斡旋関係でございます。

議案書を読み上げて説明

3 名の方から農地売買のあっせん申し出がありますので、あっせん委員に指名することについて同意を求めます。

7 番委員稲福ツヤ子、14 番委員伊敷幸栄、11 番委員亀甲康榮、16 番委員仲西栄二
3 番委員上原英正、9 番委員上原和雄各委員、以上です。

会長

はい。それでは委員の皆さん何かご意見等はありませんか。

委員

はい。この土地を斡旋することについてですが、譲渡人は特典があるという風に聞いたのですがどういう特典があるのですか。

事務局

まず、斡旋が成立した場合、譲渡人は所得税において 800 万控除が受けられます。それ以上の場合課税が発生するということです。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

他になにかございませんか。ないようなので議案第 43 号につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。それでは議案第 44 号にうつります。事務局らの説明を宜しくをお願いします。

事務局

はい。ご説明したいと思います。28 ページをお開きください。買受適格証明願出についての案件で1件ございます。

議案書を読み上げて説明

1 名の方から証明願がありますので、可否の意見を求めます。

会長

はい。それでは委員のみなさんご意見ご質問宜しくをお願いします。

委員

はい。この耕作面積の 6839 m²というのは農業委員会としての確認はできている面積ですか。

事務局

はい。確認できている耕作面積です。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

他になにかございませんか。ないようなので議案第 44 号につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。それでは議案第 45 号にうつります。事務局から説明を宜しくをお願いします。

事務局

はい。それでは 30 ページをお開きください。24-96 から 24-99 の案件で賀数委員に関係する案件がありますので、一旦賀数委員には席を退出していただきまして、審議を進めた後、他の委員のみなさんのご意見を宜しくお願いします。それでは 24-96 から 24-99 までの案件を先に審議したいと思いますのでご説明してまいります。

議案書を読み上げて説明

会長

はい。それでは 24-96 から 24-99 までの案件に関してなにかご意見等はありませんか。

委員

はい。今回のように農協が間に入っているような案件で、賃借料が毎回一定ではなくてバラバラなのですが、この賃借料に関しては、事務局で決定しているのですか。

事務局

農協は円滑化事業の承認を受けた団体なので農協が賃借料の設定は行います。この農協が設定した金額については大きな変動がない限りは事務局としては申請とおりにしております。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

他にございませんか。ないようなので 24-96 から 24-99 までにつきましては議案通り決定してよろしいですか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。それでは賀数委員に戻っていただいた後に、事務局から引き続き他の案件についての説明を宜しくをお願いします。

事務局

はい。それでは引き続きご説明してまいります。

議案書を読み上げて説明

会長

はい。それでは委員のみなさんのご意見ご質問宜しくをお願いします。

委員

はい。利用権の申請は農業委員会の窓口ですか。

事務局

いいえ。農政課です。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

他にございませんか。ないようなので議案第 45 号につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。それではこれもちまして今月の総会を終了したいと思います。お疲れさまでした。

議事録署名人

6 番 具志堅 繁光

7 番 稲福 ツヤ子